

江府町告示第 72 号

江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱の制定をここに公布する。

令和 7 年 10 月 31 日

江府町長

白石 祐治

江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱

江府町告示第 7 2 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、江府町営交通支援員地域おこし協力隊の活動費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 町は、地域おこし協力隊員(以下「隊員」という。)に対し、地域おこし協力隊の趣旨に沿った活動に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

- 1) 江府町営交通の運転業務(町営バス・タクシー)
- 2) 江府交通の運行支援
- 3) 公共交通の運行調査等
- 4) その他町長が別に定めるもの

(交付対象事業)

第 3 条 交付金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、江府町営交通支援員にかかる次の各号に掲げるものとする。

(交付対象経費、交付限度額)

第 4 条 交付対象経費、交付限度額は、下記のとおりとする。

項目	対象内容	交付限度額
1. 固定的費用	・ 住居の借上げ料等 (江府町地域おこし協力隊家賃補助金交付要綱による)	江府町営交通支援員地域おこし協力隊の活動に要する経費として 1 名あたり
2. 活動経費	・ 住居整備に係る経費(空き家借上げに伴う修繕・家財道具処分に係る経費) (江府町地域おこし協力隊住宅修繕補助金交付要綱による) ・ 活動旅費等移動に要する経費 ・ 活動用消耗品等に要する経費 ・ 関係者間の調整・意見交換会等に要する事務的な経費 ・ 研修受講等に要する経費 ・ 地域住民との交流や地域おこしに資する取り組みに要する経費 ・ その他活動に必要と認められる経費	年間 2,000 千円以内 (ただし、委嘱期間の開始が年度途中の場合は 2,000 千円を 12 月で除した額に活動月数を乗じた金額以内とする)

(交付の申請)

第5条 第3条に規定する交付を受けようとする協力隊員(次条において「申請者」という。)は、江府町営交通支援員協力隊活動費交付申請書(様式第1号)により町長に申請しなければならない。

(交付決定の通知)

第6条 町長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、内容を審査の上、交付の適否を決定し、江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更)

第7条 前条の交付決定を受けた者で補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするもの(次項において「申請者」という。)は、江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認又は指示を受けなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理し、その内容を承認したときは、江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金変更(中止)承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定による承認をする場合において、当初の交付決定内容及びこれに付した条件等を変更することができる。

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求は、江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。この場合において、町長は、事業の遂行上必要があると認めるときは、江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金概算払請求書(様式第6号)により概算払をすることができる。

(実績報告)

第9条 隊員は、毎月末に(様式第7号)による実績報告を行わなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

ア 活動の経費が整理された帳簿

イ 経費が確認できる領収書等の写し

ウ 活動にかかる写真等

3 町長は必要があれば隊員に対し交付対象事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(完了届)

第 10 条 補助を受けた協力隊員は、年度末日までに江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動完了届(様式第 8 号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- ア 活動の経費が整理された帳簿
- イ 経費が確認できる領収書等の写し
- ウ 活動にかかる写真等

(補助金の返還)

第 11 条 町長は、次の各号に該当すると認めるときは、交付金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 協力隊員の任を解いたとき。
- (2) 住宅の使用料等の支払をしなくなったとき。
- (3) 申請と異なる使途が確認されたとき。

(交付条件)

第 12 条 交付金の交付目的を達成するため、隊員又は住民団体等は、この交付金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を保管すること。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は江府町補助金等交付規則の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和 7 年 10 月 24 日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

令和 年 月 日 江府町長 様	住 所		
	氏 名		
	連絡先		
江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金交付申請書			
江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱による補助金を受けた いので、第 5 条の規定により申請します。			
事業年度	令和 年度		
委嘱期間	年 月 日 ～ 年 月 日まで		
住居住所名称	江府町		
費用支払先			
補助金の額	円		
積算基礎			
		区分	申請額
			円
			円
			円
			円
		その他	円
		計	円
添付書類	経費積算明細 活動概要書又は活動計画書		

令和 第 年 月 日 号

住所
氏名 様

江府町長

江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった、江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金については、江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

補助金交付決定額 円

注 補助金交付後において、江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱第 11 条の規定に該当すると認めた場合は、補助金の一部を返還することを命ずることがある。

様式第 3 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日 江府町長 様	住 所	
	氏 名	
	連絡先	
江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金変更（中止）承認申請書		
年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱による補助金について、次のとおり変更したので、江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。		
変更内容		
変更の理由		
補助金交付変更額	交付決定額	円
	交付変更申請額	円
	差引増減額	円
添付書類	(1) 交付申請時の添付書類変更に係るもの (2) その他町長が必要と認めるもの	

第 号
令和 年 月 日

住所
氏名 様

江府町長

江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金変更（中止）承認通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定した、江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金について、江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

決定内容	変更の承認
当初交付決定額	円
変更交付決定額	円
条 件	

様式第5号（第8条関係）

令和 年 月 日

江府町長 様

住所
氏名

江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金交付請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、令和 年度江府町
営交通支援員地域おこし協力隊活動費補助金について、江府町営交通支援員地域おこし協
力隊活動費補助金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり請求します。

記

交付決定額	円
既受領額	円
差引請求額	円

受取口座

金融機関	
支店名称	
口座種別	
口座名義	
口座番号	

様式第 7 号（第 9 条関係）

令和 年 月 日

江府町長 様

住所
氏名

令和 年度江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動実績報告書

上記活動を実施しましたので、その実績を報告します。

記

1. 事業名 令和 年度江府町営交通支援員地域おこし協力隊活動
2. 実施期間 令和 年 月分
3. 概算交付済額
4. 活動費実績額
5. 差 引
6. 添付書類
 - ア. 事業報告書（様式第 4 号）
 - イ. 経費が確認できる領収書等の写し
 - ウ. 活動にかかる写真等

